

Q1 第三者評価を受審することができる福祉サービスはなんですか？

A1 第三者評価の対象となる福祉サービスは次のとおりです。

- (1) 高齢者関係
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム。老人短期入所施設、通所介護、訪問介護
- (2) 児童関係
保育所
- (3) 障害者・児関係
障害者支援施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、福祉ホーム、生活介護
- (4) その他
救護施設、社会事業授産施設

Q2 行政監査と福祉サービス第三者評価との違いはなんですか？

A2 行政監査は、社会福祉施設の設備や運営方法が、法律・通知等に定める基準を満たしているのか、を中心に確認するものです。一方で、福祉サービス第三者評価は、行政監査の対象とはならない事業者の経営理念や基本方針が職員や利用者などにしっかりと周知されているか、職員等の人材育成の状況、地域住民との交流、食事の提供や利用者の健康管理の方法など、事業者が提供する「福祉サービスの質」に関係する事項を評価するものです。

Q3 福祉サービスの評価は誰が行うのですか？

A3 評価の専門的かつ公正・中立を確保するため、沖縄県では、福祉関係等の経歴を有し、沖縄県の実施する「評価調査者養成研修（その他全国社会福祉協議会が実施する研修を含む。）」を修了した者で、かつ、沖縄県が認証する「福祉サービス第三者評価機関」に所属したものに限り、「評価調査者」として福祉サービスを評価することができます。なお、評価調査者は、その専門性を高めるため、毎年1回「評価調査者継続研修」の受講が義務づけられています。

Q4 福祉サービスの評価結果は必ず公表しなければいけませんか？

A4 評価結果は、事業者の公表同意（一部公表同意）を得られたものに限り、沖縄県福祉政策課のホームページで公表されます。

Q5 福祉サービス第三者評価について詳しく知りたい

A5 本事業の詳細については、沖縄県福祉政策課のホームページをご確認いただくか、お問い合わせ先までご連絡ください。

■沖縄県福祉サービス第三者評価事業に関するお問い合わせ

沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課
TEL (098) 866-2177 FAX (098) 866-2758

■沖縄県福祉サービス第三者評価事業ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi/daisanshahyoka/toppage.html>

福祉サービス第三者評価を 受審しませんか？

福祉サービス第三者評価とは

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を活用して、さらなる福祉サービスの質の向上を図るしくみです



福祉サービス第三者評価のながれ (施設の規模や評価機関により一部異なる場合があります)

STEP 1 第三者評価受審契約・説明会

事前相談

- 第三者評価の受審をお考えのみなさまは、直接、評価機関へお問い合わせください。評価機関が、調査のながれや内容について、丁寧に説明します。

第三者評価受審契約の締結

- 評価機関と第三者評価受審契約を締結します。
- 受審契約は、1施設あたり約30万円となっています。
※施設規模や評価機関により異なります

事前説明会

- 契約締結後、評価機関から事業者・施設職員等へ説明会を実施し、第三者評価の目的や意義、受審スケジュールなどを説明します。



STEP 2 事前調整・事前調査

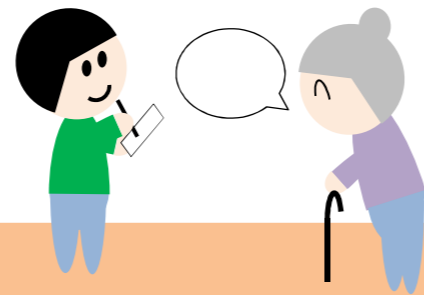
事前調整

- 評価機関と事業所とのあいだで、今後の調査スケジュールや調査方法について、調整をすすめます。

事前調査 (書面調査・利用者調査)

- 実際に評価調査者が施設へ訪問する前に実施する調査です。

- ① 書面調査
評価調査者が調査の際に用いる評価基準と同じものを施設の職員へ配付し、自己評価をしていただきます。
- ② 利用者調査
実際に福祉サービスを利用されている方やそのご家族に対し、アンケートや聞き取りを行います。



- ・ 調査スケジュールの調整
- ・ 自己評価票を職員へ配付、回収
- ・ アンケート用紙を利用者等へ配付、回収

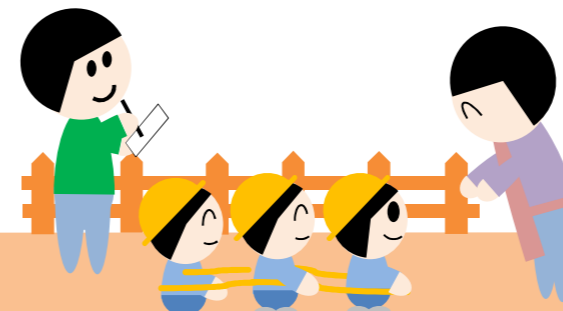
STEP 3 訪問調査・評価結果のまとめ

訪問調査

- 事前調査の結果をもとに実際に評価調査者が施設を訪ね、利用者の日々の生活の様子などを確認します。

評価結果のとりまとめ (評価機関が実施)

- 訪問調査を終えると、評価機関は、各評価調査者の意見を取りまとめ、評価報告書を取りまとめます。



- ・ 訪問調査への対応
- ・ 事業者コメントの記入
- ・ 評価結果公表に関する同意

STEP 4 報告会・評価結果の活用

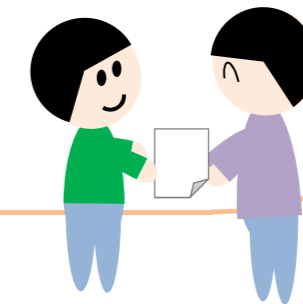
評価結果報告会

- 評価報告書が完成すると、評価機関が報告会を開催し、評価結果について事業者・施設職員等へ丁寧に説明します。
- 評価結果は、事業者の同意がある場合には、沖縄県のホームページで公開します。

評価結果の活用

- 評価結果をもとに、いま提供している福祉サービスの課題を再確認し、よりよい福祉サービスの質の向上のための取組をすすめましょう。

※福祉サービスの質を保ち続けるために『3年に1度の受審』をオススメします。



公表された評価結果は、福祉サービスを選択する際の資料としても活用されます



事業者側の取組



所要時間

(受審契約申込から説明会まで) 約1ヵ月

約1~2ヵ月

2日間(訪問調査) + 約1ヵ月(報告書作成)